仕様書

１　業務名　　下関市身体障害者福祉センター廃棄物収集運搬業務

２　業務場所

　下関市貴船町三丁目１番４３号（下関市身体障害者福祉センター）

３　業務の内容

下関市身体障害者福祉センターに集積している廃棄物（一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」という。）第２条第２項に定める一般廃棄物をいう。以下同じ。）及び産業廃棄物（廃掃法第２条第４項に定める産業廃棄物をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）等の運搬及び処分を行う。

（１）廃棄物の種類及び数量

別紙「廃棄対象一覧」記載の品目

（２）搬出及び処分方法等

ア　搬出方法等

搬出方法及び搬出日その他必要な事項については、委託者と受託者とが協議の上、決定すること。なお、令和７年７月１８日までに下関市身体障害者福祉センターから全ての廃棄物を搬出すること。

イ　処分方法等

　　　　　　　（ア）産業廃棄物は、受託者が処分すること。

　　　　　　　（イ）一般廃棄物は、委託者の一般廃棄物処理施設に持ち込む　　こと。

　　　　　　　（ウ）収集前の一般廃棄物及び産業廃棄物の分別並びに一般廃棄物を一般廃棄物処理施設に持ち込むための処理はこの業務に含む。

　　　　　　　（エ）一般廃棄物の処理手数料は、委託料に含む。

４　業務期間

　契約締結日から令和７年１２月２６日まで

５　業務完了の報告

受託者は、業務の実施を完了したときは、業務の成果に関する報告書及び産業廃棄物の運搬区間に応じたマニフェストの写し（Ｂ２、Ｂ４又はＢ６票）を遅滞なく提出しなければならない。

６　再委託の制限

受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、産業廃棄物の収集運搬及び処分について、廃掃法第１４条第１６項ただし書の規定により第三者に委託する場合は、この限りでない。

７　安全の確保等

業務を実施するに当たり、作業員及び周辺の安全確保並びに周辺の環境保全に努めること。

８　契約の解除について

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第４条第１号から第３号までに定める基準に適合しなくなったとき。

（２）この契約に関する義務を履行せず、業務の遂行に著しく支障を来し、又は来すおそれがあると認められるとき。

（３）公租公課の滞納処分を受けたとき。

（４）その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

９　契約の解除による損害の負担について

受託者は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

１０　注意事項

（１）履行に際しては、廃掃法その他関係法令の規定を遵守し、かつ、委託者の指示に従うこと。

（２）現地確認を行う際は、委託者と事前に協議を行なうこと。

（３）下記の特記事項を遵守すること。

別紙２　特記仕様書（環境編簡易）

別紙３　下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

１１　その他

業務においてその他疑義が生じたときは、協議の上、決定するものとする。

以上